

犬の手続き 関係マニュアル

亘理町町民生活課



これで犬の
飼い方をマスター

目次

• 犬の登録方法	3
• 狂犬病予防注射	5
• 鑑札・注射済票の取り扱い	8
• 変更届	9
• 転入転出の場合	11
• 死亡届	12
• 火葬について	14
• 供養について	15
• 指定動物病院	16
• 飼い主のみなさまへお願い	17
• お問い合わせ先	18



犬の登録方法

- 狂犬病予防法により犬は一生に一度登録をしなければなりません。登録は町民生活課窓口もしくは指定動物病院で行ってください。
- 登録手数料として**3000円**いただきますのでご準備ください。
- また、ペットショップ、知人などからの譲渡もしくは購入した場合、以前に登録がなされているか確認してください。二重登録の原因となります。



犬の登録申請書

年 月 日

亶理町長 殿

(申請者/窓口に来られた方)

住 所			
ふりがな		電話番号	
氏 名			

狂犬病予防法第4条第1項の規定により犬の登録を下記のとおり申請します。

記

① 犬の所有者	<input type="checkbox"/> 届出者・申請者の住所・氏名・電話番号と同一（記入不要）		
	(住所)		
② 犬の所在地	<input type="checkbox"/> ①犬の所有者の住所と同一（記入不要）		
	亶理町		
③ 種 類		④ 生 年 月 日	
⑤ 毛 色		⑥ 性 別	
⑦ ふりがな 犬 の 名			
⑧ 犬 の 特 徴			

※登録番号	※注射済票番号	※個人番号
(年度)		
第 号		

狂犬病予防注射

- 狂犬病予防法により犬は一年に一度狂犬病の予防注射を受けなければなりません。
- 亘理町では町内各所を会場として4月に狂犬病予防の集合注射を開催しております。日時会場に関しては3月にご案内のはがきをお送りしますのでご確認ください。
- 集合注射の料金は
3100円になります。



狂犬病予防集合注射通知ハガキ兼問診票

記入箇所は事前に記入してください。会場での記入は円滑な予防注射の妨げとなりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

巨理局
料金後納
郵便

9 8 9 - 2 3 5 1

巨理町字下小路7番地4

市内特別
巨理 太郎 様

※事前に下記の登録内容の確認及び申請書の記入をお願いします。

■犬の登録 ※記載事項に誤りがありましたら赤字で訂正願います。

犬の名前	わたりん		
犬の種類	柴犬		
性別	オス	毛色	クリーム
生年月日	2000/01/01	登録番号	H12-1000
注射番号			

NO. 2466

■当日の流れ ※未登録犬は登録手続きから
登録犬 ①問診→②注射→③会計→④注射済票受領(終了)

■予防注射申請書 ※注射前に必ず○をつけてください。

問診票	①現在、動物病院に通院・治療中ですか？ (妊娠中・授乳中を含む)	はい	いいえ <input checked="" type="radio"/>
	②1ヶ月以内に他の予防注射を受けましたか？	はい	いいえ <input checked="" type="radio"/>
	③予防注射で具合が悪くなったことがある？	はい	いいえ <input checked="" type="radio"/>
	④本日、犬の健康状態(食欲、便、尿)は正常？	はい <input checked="" type="radio"/>	いいえ

巨理町長 あて
狂犬病予防法第5条の規定により、本日狂犬病予防注射をお願いします。 ※注射前に必ず署名してください

飼い主氏名記入： 巨理 太郎

問合せ先 巨理町役場町民生活課 ☎0223-34-1113

登録情報に誤りがある場合は赤字で訂正してください。

問診票を確認後、注射を接種します。事前のチェックを忘れずをお願いします。

飼い主様の氏名を忘れずに記入してください。

- 動物病院で注射を受けた場合、「狂犬病予防注射済証」が交付されますので、必ず町民生活課の窓口で「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。（指定動物病院は除く）
- 交付手数料**550円**いただきますので注射済証とあわせてお持ちください。
- 飼い犬が病気などで注射ができない場合は、必ず動物病院で「狂犬病予防注射実施猶予証明書」を発行していただき、町民生活課窓口に提出してください。

※動物病院で注射される場合は、別途診察料がかかります。

鑑札・注射済票の取り扱い

鑑札・注射済票は首輪につけましょう

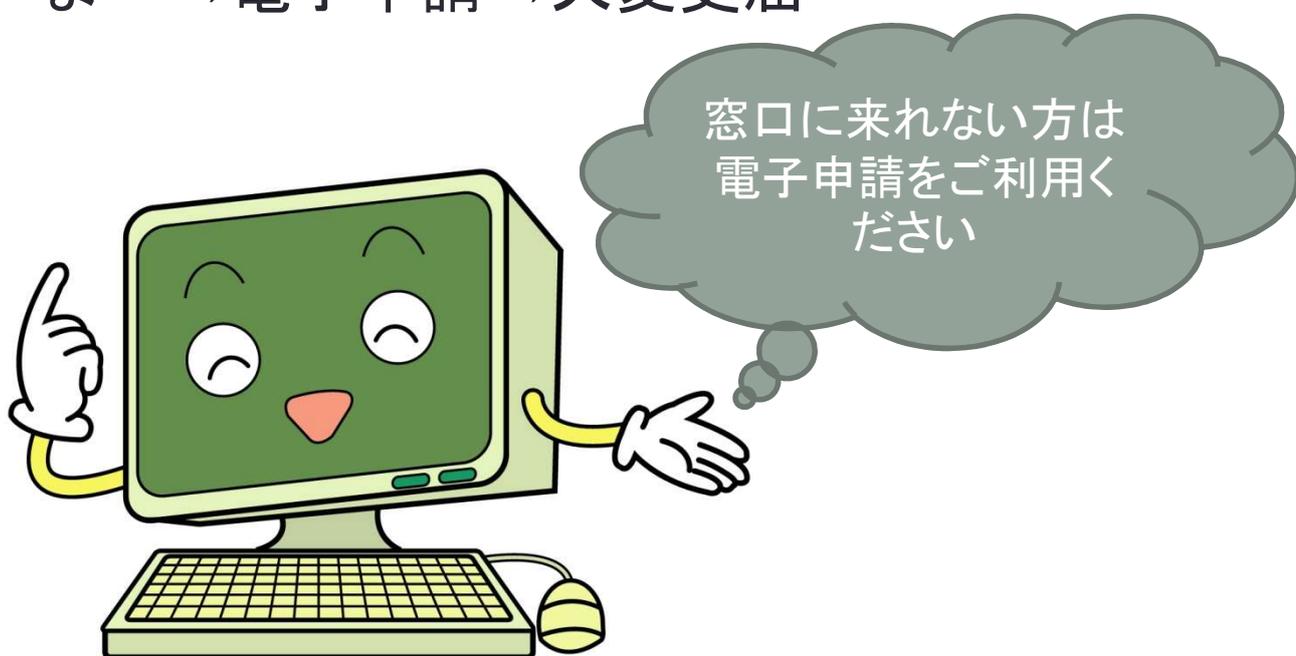
- 登録の際にお渡しする鑑札は、犬が登録済みであることを証明するとともに、犬が迷子になった時に、鑑札に記載の登録番号を頼りに犬を捜すことができる重要なものです。また、狂犬病予防注射後に交付する注射済票は、犬が狂犬病予防注射を済ませていることを証明する標識ですので、どちらも首輪へつけておくように心がけましょう。

鑑札・注射済票を紛失した場合

- 鑑札・注射済票を無くした場合には再発行の手続きが必要になります。
- 再交付には、交付手数料として鑑札**1600円**、注射済票**340円**いただきますのでお持ちください。

変更届

- 登録情報に変更があった場合は、町民生活課窓口もしくは町のホームページより電子申請を行って下さい。
- 電子申請はホームページより
住まい・生活→ペット→犬の飼い主のみなさまへ→電子申請→犬変更届



年 月 日

互理町長 殿

犬の登録事項変更届

犬の鑑札再交付申請書

狂犬病予防注射済票再交付申請書

(届出者・申請者/窓口に來られた方)

住所		
ふりがな		電話番号
氏名		

次の犬について、(狂犬病予防法第4条第4項及び第5項・狂犬病予防法施行規則第6条・狂犬病予防法施行規則第13条第1項)の規定により(犬の登録事項変更届出・犬の鑑札再交付申請・狂犬病予防注射済票再交付申請)をします。

①現在の犬の所有者	<input type="checkbox"/> 届出者・申請者の住所・氏名・電話番号と同一(記入不要)					
	(住所)					
②現在の犬の所在地	<input type="checkbox"/> ①犬の所有者の住所と同一(記入不要)					
	互理町					
③種類		④性別	オス・メス	⑤犬の名		
⑥登録番号(鑑札番号)	()年度 第 号	生年月日		⑦再交付の場合の理由	鑑札	済票
		毛色			<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 損傷	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 損傷

● 以下は登録事項に変更があった場合に記入してください。

⑧変更した内容	新	旧
1 所有者の住所	<input type="checkbox"/> ①と同一(記入不要)	
2 所有者の氏名	<input type="checkbox"/> ①と同一(記入不要)	
3 犬の所在地	<input type="checkbox"/> ②と同一(記入不要)	
4 その他変更内容		

職員記入欄	新鑑札番号	旧鑑札貼付欄	新済票番号	旧済票番号
	()年度		()年度	()年度
	第 号		第 号	第 号
	鑑札交付の種別		<input type="checkbox"/> 鑑札再交付1,600円 <input type="checkbox"/> 済票再交付340円	
	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償			

転入・転出

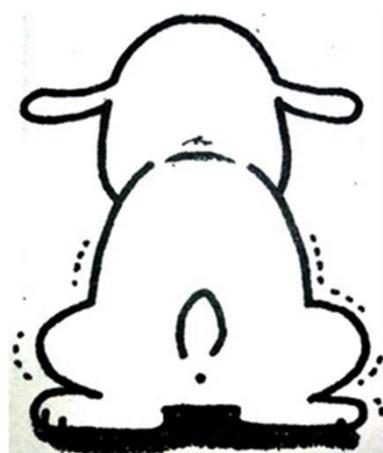
- 町内への転入

前市町村で交付された鑑札及び注射済票をお持ちの上、窓口にて手続きを行ってください。

※前市町村での登録が確認できない場合、新規登録(登録手数料 **3000円**)とさせていただきますのでご了承ください。

- 町外への転出

亘理町で交付しました鑑札及び注射済票をお持ちの上、転出先の市町村の狂犬病予防担当課の窓口にて転入の手続きを行って下さい。



死亡届

- 飼い犬が亡くなった場合は、犬の死亡届を提出しなければなりません。町民生活課窓口もしくは町のホームページより電子申請で手続きを行って下さい。
- 登録時と狂犬病予防注射時に交付しました鑑札及び注射済票は回収させていただきますので役場にお持ちください。
- 電子申請はホームページより
住まい・生活→ペット→犬の飼い主のみなさまへ→電子申請→犬死亡届

年 月 日

互理町長 殿

届出人氏名 _____

犬 の 死 亡 届

狂犬病予防法第4条4項により下記のとおり届け出ます。

記

犬の所有者の住所 _____

犬の所有者 _____ 犬の名前 _____ 電話番号 _____

鑑 札 番 号 _____ 平成 _____ 年度 第 _____ 号

犬の死亡年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

鑑札及び注射済票返還不能の場合はその理由 _____

備考

鑑札及び注射済票を添えること。

鑑 札 添 付 欄	注 射 済 票 添 付 欄

火葬について

亘理町には、動物を火葬する施設がない為、名取市斎場並びに岩沼市斎場をご案内しております。

- [名取市斎場](#)

- 住所 名取市小塚原字新鍋島159-2

- 電話 022 - 385 - 1431

- 受付時間 8:30~17:15

- 料金(一頭)

- 収骨しない場合

- 20kg未満 7500円

- 20kg以上 15000円

- 収骨する場合

- 20kg未満 12000円

- 20kg以上 24000円

※電話予約が必要です。また、骨を持ち帰りを希望される場合は、前もって担当者にその旨をお伝えください。

※詳細は[こちら](#)

- [岩沼市斎場](#)

- 住所 岩沼市早股字新寺前71-1

- 電話 0223 - 22 - 4115

- 受付時間 8:30~16:00

- 料金(一頭)

収骨しない場合

20kg未満 7500円

20kg以上 15000円

収骨する場合

20kg未満 12500円

20kg以上 25000円

※利用当日に電話にて火葬予約を申し込みください。収骨を希望される方は、予め骨箱等容器をご準備ください。

※詳細は[こちら](#)

供養について

- ペットの供養を行っているお寺があります。

- 高音寺

住所 巨理町逢隈十文字字牛頭190

電話 34-2425

ホームページ <http://www.koonji.jp/>

指定動物病院

病院名	医師名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
仙台南動物病院	青田 芳則	0223-33-1311	0223-33-1312	989-2302	亶理町逢隈牛袋 字谷地添48-3
じゅん動物病院	佐藤 順子	0223-24-0912	0223-23-2437	989-2433	岩沼市桜5-11-7
あおぞら動物医院	佐藤 希樹	0223-24-0672	0223-24-0637	989-2452	岩沼市たけくま 1-18-9
カサハラアニマル メディカルセンター	笠原 和彦	0223-24-2426	0223-23-5218	989-2432	岩沼市中央4-9-2
桑嶋動物病院	桑嶋 恒夫	022-383-5877	022-383-5877	981-1225	名取市飯野坂 1-7-48
かんの動物病院	菅野 大丸	022-384-0201	022-384-0228	981-1226	名取市植松2-2-8
那智が丘アン・ ペットクリニック	安藤 太	022-381-2311	022-386-6166	981-1244	名取市那智が丘 2-18-10
渡辺動物病院	渡邊 清博	022-384-4379	022-384-4379	981-1224	名取市増田4-4-10
杜の熊動物病院	熊谷 正志	022-796-4063		981-1227	名取市杜せきの した1-8-28
ほりごめ獣医科 病院	堀籠 凱二	022-384-1745	0222-384-1762	981-1236	名取市愛島小豆 島字島東304-4
みたその動物病院	山口 喬	022-302-6988		981-1217	名取市美田園7 丁目1-24

※平成29年4
月1日現在

飼い主のみなさまへお願い

- 犬がいなくなった場合

町民生活課(34-1113)、塩釜保健所岩沼支所(34-6294)及び亘理警察署(34-2111)まで連絡してください。

- 放し飼いはしないでください

犬による事故を起こした場合、飼い主に責任が追及されます。散歩時もリードを離すなどの行為は行わないようにしてください。

- ふんの後始末をしてください

必ず袋などを携帯しふんを回収してください。加えて、犬のおしっこののにおいに関する相談も増えてきておりますので、水をペットボトルなどに入れ、おしっこを流すようお願いいたします。



お問い合わせ先

- 犬に関する相談は、町民生活課(34-1113)及び塩釜保健所岩沼支所(22-6294)で受け付けております。